

村職員の懲戒処分等の公表について

平田村は、地方公務員法及び平田村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に基づき、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1 処分事案

(1) 非違行為の種類

事務等の不適正処理及び公文書の不適正な取扱い

(2) 非違行為の当事者

住民課 主査 男性 30代

(3) 非違行為の概要

当事者は、当時所属していた健康福祉課において担当していた生活保護受給者（以下「受給者」という。）に対する更生医療（通院）受給者証交付事務を事務要領の認識不足により約6か月遅延させたほか、関係書類を適正に保管しなかった。このことにより医療機関が社会保険診療報酬支払基金から支払われる見込みであった診療報酬1,650,230円の受け取りができない状態を招いた。同診療報酬相当額については、村が医療機関へ支払った。

また、当該事務遅延により、障害者医療費（更生医療）国県負担金事業の対象外となり、国県から村に交付される見込みであった同国県負担金1,237,000円（診療報酬1,650,230円の4分の3）の交付を受けることができず、村の財政運営に損失を与えた。同国県負担金相当額については、村の一般財源を充てた。

さらに、当事者は当該事案の報告を怠ったほか、当時健康福祉課において担当していた他の福祉関係業務の事務遅延や書類の適正管理について、当時の上司から再三指導を受けていたにもかかわらず改善が見られなかった。

2 経緯

- R7. 10. 11 受給者が医療機関へ通院開始
- R8. 1 上旬 医療機関から当事者に事務進捗状況確認問い合わせ
- R8. 2 上旬 医療機関から当事者に事務進捗状況確認問い合わせ
- R8. 4. 1 当事者が健康福祉課から住民課に異動
※当事者から後任（現担当者）に対し当該事案について事務引き継ぎされず
- R8. 4. 9 受給者が通院している医療機関から村に対し更生医療（通院）手続きが未了である旨連絡が入る
※本連絡により後任（現担当者）が事務遅延事実把握
※医療機関が令和7年10月分から令和8年3月分までの診療報酬を請求できていないことが判明
- R8. 5. 8 県から村に対し更生医療（通院）の遡及可能期間が3か月であるため令和7年10月分から令和8年2月分までは更生医療（通院）適用外になる旨連絡が入る
※本連絡により令和7年10月分から令和8年2月分までの更生医療について、障害者医療費（更生医療）国県負担金の対象外になることが判明
※障害者医療費（更生医療）国県負担金相当額1,237,000円（医療費1,650,230円の4分の3）
- R8. 5. 15 村（健康福祉課長、同課長補佐）が医療機関を訪問し謝罪、対応方針協議
- R8. 5. 25 健康福祉課長等が当事者から事実関係聞き取り調査
- R8. 5. 25 健康福祉課長が総務課長へ経過報告・対応協議
- R8. 5. 29 総務課長が当事者から事実関係聞き取り調査
- R8. 6. 1 村が医療機関から令和7年10月分から令和8年2月分の診療報酬相当額1,650,230円の請求書受領

- R8.6.2 村が医療機関に対し令和7年10月分から令和8年2月分の診療報酬相当額1,650,230円を支払
- R8.6.5 総務課長が当事者から事実関係聞き取り調査
- R8.6 県が村に更生医療(通院)判定書を交付
- R8.6 村が受給者に更生医療(通院)受給者証を交付
- R8.6 受給者が通院している医療機関が社会保険診療報酬支払基金に令和8年3月以降分診療報酬請求

3 処分内容

(1) 処分年月日

令和8年6月15日(月)

(2) 当事者の処分

減給10分の1 3か月

(3) 管理監督者の処分

元当事者上司 現健康福祉課 課長 訓告

元当事者上司 現健康福祉課 主幹 訓告

元当事者上司 元健康福祉課 課長補佐 訓告

(4) 処分理由

地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に違反することから、同法第29条第1項第1号及び第2号の規定により懲戒処分として減給にしたものである。

また、その元上司3名については、本事案の発生を防止するための指導・監督等に適正を欠いたため、訓告にしたものである。

4 再発防止の取り組み

全職員に対し、公務員としての倫理の確立、綱紀粛正の徹底と服務規律の遵守を周知するとともに、行政事務や補助金の申請業務について、事務処理手続き及び審査の強化を図る。

6月15日 職員の綱紀粛正及び服務規律の徹底について(通知)

6月15日 管理職(課長職)に対し村長から訓示

6月15日 再発防止対策会議開催(係長以上の職員対象)

5 村長コメント

今回の不適正な事務処理は、村民の皆様の村政に対する信頼を失墜させる重大な事案であり、村政の最高責任者として責任を痛感しております。

村民の皆様に、深くお詫び申し上げます。

あわせて、医療関係機関の皆様には、長期にわたり、大変なご苦勞とご心配をおかけしましたこと、重ねて深くお詫び申し上げます。

本事案を踏まえ全職員に対し、改めて適正な事務処理を徹底するよう指示をしたところでありますが、今後このような事態を二度と起こさないよう、組織において情報・状況のこまめな共有を徹底し、風通しの良い職場づくりを進め、再発防止に努めるとともに、全職員一丸となり、村民皆様の信頼回復に向け、全力で取り組んでまいります。

令和8年6月16日

平田村長 澤村和明

本件に関する問い合わせ先
平田村役場 総務課長 坪井和幸
電話 0247-55-3111